

## 募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針

1. 当社は、募集(日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」(以下「配分規則」といいます。))第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。)若しくは売出し(同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。)の取扱い又は売出し(以下「募集等」といいます。)に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 新規公開株の需要申告の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます(お客様サービスセンターにおける通信(コール)取引及びインターネット取引による受け付けは行っていません)。
4. 新規公開株の需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらの需要申告の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ(<http://www.ace-sec.co.jp/>)及び営業部店の店頭においてお知らせいたします。
5. 新規公開株の配分先は、原則ブックビルディングに需要申告をなされたお客様の中から決定いたします。(新規公開株の抽選による場合については、6.をご参照ください。)
  - ・ブックビルディングへの適切な参加に関する基準  
当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をいただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。
6. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。  
なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分を行います。  
  
新規公開株の※個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。  
新規公開株の抽選は、次の要領で行います。  
**※個人のお客様**  
主幹事証券が定める機関投資家を除く(地域金融機関など銘柄により取扱いが異なる場合があります)投資家に限ります。
  - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に行われた需要申告のうち、個人のお客様からのもの全てを対象に、抽選日(発行価格決定日)に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への※配分予定数量の最低10%以上を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様からの需要申告の数量、ならびに当選数量の上限を設定することがあります。**※配分予定数量**  
配分予定数量の基準は、当該銘柄の弊社引受責任株数をもって基準といたします。なお、機関投資家ポジションと一般投資家ポジションを設定して需要調査を行う銘柄については、引受責任株数に一般投資家ポジションの目安を乗じたものを基準といたします。
  - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告に番号(乱数)を付し、その番号を対象に抽選を行います。
  - ③ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領をお知らせいたします。
  - ④ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない、もしくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。
    - イ. ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
    - ロ. 個人のお客様の需要申告の数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
    - ハ. 個人のお客様の需要申告の数量が当社における抽選数量に満たない場合
    - ニ. 抽選を行う数量が5単位に満たない場合
    - ホ. その他
7. 営業部店毎に最終的な配分を決定する場合につきましては、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様のニーズを的確に勘案するとともに、①知識②経験③財産の状況④金融商品取引契約を締結する目的といったいわゆる「適合性の原則」の徹底に留意しつつ、お客様の申し込み条件や需要予測に対する反応度、参加の積極性、商品に対するリスクの認識度、当社との取引状況、投資スタンス(保有目的、円滑は流通市場形成に寄与するか、短期売買の排除など)等を総合的に勘案して行うこととしております
8. お客様から申告がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告をされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
9. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。
  - ・半年間を通して新規公開株の配分は、原則として一人のお客様につき4回までとしております。
10. 個別の事案において、9.までにお示した内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、4.に併せてお知らせいたします。
11. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、
  - ① 発行会社が指定する者
  - ② 当社の役職員
  - ③ 当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者
  - ④ 暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと
  - ⑤ 新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。  
なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
12. 株式等を配分した先のお客様(個人を除きます。)の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
13. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて金融商品市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

平成18年7月1日制定 平成19年9月30日改定 平成22年4月1日改定 平成24年10月1日改定 平成27年4月1日改定